

財 関 第 1694 号
平成 30 年 12 月 21 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 中江 元哉

関税法基本通達等の一部改正について

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(平成 30 年条約第 11 号)の発効に伴い、関税法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号)等の一部を下記のとおり改正し、平成 30 年 12 月 30 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる
ように改める。

第 2 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく指定糖、異性化糖等及
び指定でん粉等の輸入通関における取扱いについて(昭和 40 年 10 月 1 日蔵
関第 1095 号)の一部を次のように改正する。

別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる
ように改める。

第 3 畜産経営の安定に関する法律に基づく指定乳製品等の輸入通関の際にお
ける取扱いについて(平成 30 年 3 月 31 日財関第 463 号)の一部を次のよう
に改正する。

別紙 3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる
ように改める。